

平成29年6月2日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号
名古屋総合市場ビル3階O
株式会社海帆
代表取締役社長 久田敏貴

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始は、午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）
5階 小ホール1会議室
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kaihan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

○株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<http://p.sokai.jp/3133/>



(提供書面)

事業報告

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善がみられるものの、英国のEU離脱や米国の新政権発足、新興国の経済減速による下振れリスク等、海外経済の不透明感による為替・株式相場の混乱から、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しており、個人消費の伸び悩みとともに企業収益も足踏み状態にあります。

当社グループが属する外食業界においては、消費嗜好の多様化、他業種・他業態間での顧客獲得競争の激化に加え、消費者の節約傾向も強く、また、業界特有の人手不足の課題も継続しており、経営環境は依然として厳しい状況で推移しております。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、平成28年4月に「大須二丁目酒場 岩塚店」(名古屋市中村区)、「なつかし処昭和食堂 岐阜羽島店」(岐阜県羽島市)、同5月に「Baby Face Planet's 羽島店」(岐阜県羽島市)、新業態となる「静岡パルコ 昭和ビアガーデン」(静岡市葵区)、同6月に「なつかし処昭和食堂 常滑駅前店」(愛知県常滑市)、同7月に「なつかし処昭和食堂 弥富店」(愛知県弥富市)、同9月に「なつかし処昭和食堂 中村公園店」(名古屋市中村区)、新業態となる「天満橋酒場 魚'S男」(大阪市中央区)、同10月に新業態となる「はまぐり御殿 紺屋町店」(静岡市葵区)、同11月に「淀屋橋酒場 魚'S男」(大阪市中央区)、事業譲受による「なつかし処昭和食堂 彦根店」(滋賀県彦根市)及び「なつかし処昭和食堂 長浜店」(滋賀県長浜市)、同12月に「きら天 イオンモール長久手店」(愛知県長久手市)、新業態となる「MILKISSIMO イオンモール長久手店」(愛知県長久手市)及び「MILKISSIMO 静岡パルコ店」(静岡市葵区)、平成29年2月に「なつかし処昭和食堂 大垣駅前店」(岐阜県大垣市)、同年3月に「なつかし処昭和食堂 名駅柳橋市場店」(名古屋市中村区)を新規出店しました。また、業態変更としましては、平成28年5月に「炭火焼き鳥 六三 豊田西町店」(愛知県豊田市)を「焼き鳥◎串焼き鳥はち 豊田西町店」

に、同10月に「Briccone SKYLounge」(大阪市北区)を「梅田イタリア酒場 魚'S男」に、同11月に「ゆずの雫 名張店」(三重県名張市)及び「BARON 宮崎一番街店」(宮崎県宮崎市)をそれぞれ「上方御馳走屋うるる 名張店」及び「上方御馳走屋うるる 宮崎一番街店」にてリニューアルオープンいたしました。また、平成28年8月に「なつかし処昭和食堂 東郷店」(愛知県愛知郡東郷町)を、さらに同年4月14日に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」により平成29年1月に「BARON 下通り店」(熊本市中央区)をそれぞれ閉店いたしました。

この結果、平成29年3月末の店舗数は、109店舗(前連結会計年度末は94店舗)となっており、目標としていた100店舗を達成いたしました。

既存店につきましては、少子高齢化や若者のアルコール離れによる市場の縮小等により、一部で売上高の伸び悩みがみられました。また、コストに関しましては、経費の削減等に努めたものの、上半期での原材料の高騰に対する売価への対応に一部遅れも見られました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高63億40百万円(前連結会計年度比7.1%増)、営業利益30百万円(同78.3%減)、経常利益49百万円(同68.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益10百万円(同82.3%減)となりました。

なお、当期末の株主配当金につきましては、本年度中に100店舗を達成できましたので、1株につき100店舗達成記念配当2円とさせていただく予定であります。

(注) 当社グループの報告セグメントは飲食事業のみであり、その他の重要性が乏しい事業につきましては記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6億6百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

「大須二丁目酒場 岩塚店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂 岐阜羽島店」	新規出店
「Baby Face Planet's 羽島店」	新規出店
「静岡パルコ 昭和ピアガーデン」	新規出店
「焼き鳥◎串焼き鳥はち 豊田西町店」	業態変更
「なつかし処昭和食堂 常滑駅前店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂 弥富店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂 中村公園店」	新規出店
「天満橋酒場 魚'S男」	新規出店
「はまぐり御殿 紺屋町店」	新規出店
「梅田イタリア酒場 魚'S男」	業態変更
「淀屋橋酒場 魚'S男」	新規出店
「なつかし処昭和食堂 彦根店」	事業譲受
「なつかし処昭和食堂 長浜店」	事業譲受
「上方御馳走屋うるる 名張店」	業態変更
「上方御馳走屋うるる 宮崎一番街店」	業態変更
「きら天 イオンモール長久手店」	新規出店
「MILKISSIMO イオンモール長久手店」	新規出店
「MILKISSIMO 静岡パルコ店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂 大垣駅前店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂 名駅柳橋市場店」	新規出店

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

「なつかし処昭和食堂 東郷店」	閉鎖
「BARON 下通り店」	閉鎖

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として7億円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、近畿圏への積極的な店舗展開並びに更なる事業拡大のため、平成28年11月1日を効力発生日として、有限会社クレイズより「なつかし処昭和食堂 彦根店」及び「なつかし処昭和食堂 長浜店」を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成26年 3 月期)	第 12 期 (平成27年 3 月期)	第 13 期 (平成28年 3 月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (平成29年 3 月期)
売上高(千円)	4, 198, 693	4, 984, 743	5, 922, 658	6, 340, 663
経常利益(千円)	160, 982	276, 473	155, 160	49, 415
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	102, 992	163, 601	58, 605	10, 377
1 株当たり当期純利益 (円)	35. 38	55. 15	16. 65	2. 91
総資産(千円)	2, 391, 862	2, 782, 061	3, 426, 312	3, 555, 731
純資産(千円)	381, 294	515, 232	855, 357	866, 071
1 株当たり純資産額 (円)	128. 54	173. 69	239. 84	242. 84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年6月27日付で普通株式1株につき20株の株式分割及び平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第11期(平成26年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成26年 3 月期)	第 12 期 (平成27年 3 月期)	第 13 期 (平成28年 3 月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成29年 3 月期)
売上高(千円)	4, 072, 993	4, 876, 704	5, 829, 967	6, 261, 279
経常利益(千円)	159, 647	278, 784	134, 741	41, 904
当期純利益(千円)	102, 280	164, 899	44, 487	4, 285
1 株当たり当期純利益 (円)	35. 14	55. 59	12. 64	1. 20
総資産(千円)	2, 338, 532	2, 745, 817	3, 392, 126	3, 526, 041
純資産(千円)	373, 392	508, 627	834, 635	839, 257
1 株当たり純資産額 (円)	125. 87	171. 46	234. 03	235. 32

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年6月27日付で普通株式1株につき20株の株式分割及び平成29年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第11期(平成26年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

株式会社魚帆（資本金10百万円、出資比率100%、事業内容 鮮魚類の卸売）が引き続き完全子会社となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食産業において、企業間競争はますます激化しております。今後もこの傾向は継続すると考えられます。こうした中、当社グループは、「幸せな食文化の創造」という社是のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に繋げ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでまいります。

① 人材の確保及び育成

当社グループにおける最も大切な経営資源は「人」であり、他社が模倣できない当社の風土が生み出す「人間力」は、サービス向上の原動力であり、差別化の源泉として、貴重な経営資源であると考えております。当社グループの飲食事業においては、お客様のニーズに柔軟に対応するため、出店立地の峻別や店舗の個性を最大限に発揮させることで、店舗運営・サービスの提供方法等について各店舗の創意工夫を最大限に活かす仕組みとなっております。その結果が店舗活性化のノウハウや顧客ニーズへの対応力等、ソフト面での経営資源の蓄積につながり、競争力の向上に寄与するものと考えております。そのため、お客様に提供するサービスや店舗運営方法等は、各店舗の人材に影響を受けますので、優秀な人材の確保・育成は重要な課題となります。人材の確保につきましては、従来から力を入れております新卒・中途採用の一層の充実を図り、育成につきましては、人事制度の一層の充実を図ってまいります。

② 既存店舗・業態の収益力の維持、拡大

外食産業におきましては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上への減少等により企業収益の低下傾向が長く続いております。当社グループの飲食事業は、平成29年3月31日現在において、18業態109店舗を有しておりますが、そのうち61店舗が主力業態の「なつかし処昭和食堂」であり、安定した収益を生み出す業態となっております。「なつかし処昭和食堂」については、都心部や当社グループが出店を強化している郊外ロードサイドにおいて、まだまだ出店余地が残されていると考えており、引き続き、同業態の既存店売上の底上げと併せ、空白地帯への出店を図ってまいります。

その中で、当社グループは、子会社に鮮魚類の卸売を業とする株式会社魚帆があることによって安価で付加価値の高い商品を提供することが可能となっております。また、社内に販促物制作室があることによって、スपीディーで様々な販促手法が可能となり、客数の更なる向上と収益力の維持・拡大を推進してまいります。

③ 新業態の開発

外食業界が成熟する中でお客様のニーズも多様化しており、いわゆる総合居酒屋の枠を超えた新しい業態を開発することが、今後の更なる成長においては必要であると考えております。これまで当社グループになかった業態を開発することで、顕在化する経営リスクをヘッジ出来るものと考えております。

加えて、新業態を積極的に展開することは、従業員のチャレンジの場となり、成長機会やモチベーションの向上につながるため、人材育成の観点からも重要であると考えております。

④ 新たなエリアへの出店

当社グループの飲食事業は、主に平均客単価2,400円前後の総合居酒屋を、東海地区の郊外を中心に展開しております。現在の展開領域においても競争力と出店余地は十分にあると分析しておりますが、更なる事業拡大に向けて出店エリアの拡大が重要課題であると考えております。今後、関東地区や関西地区への出店の強化を図ってまいります。長期的には、全国へ出店地域を拡大することで、安定的な成長並びに知名度のアップによる優秀な人材の確保を推し進めてまいります。

⑤ 衛生管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や食材の偽装表示の問題等により、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの各店舗・事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底すると共に、定期的に本社人員による店舗監査や子会社への監査を行っております。その結果に基づき各店舗・事業所に指導を行う等の衛生管理体制を整備しております。今後も法改正等に対応しながら、更なる衛生管理体制の強化を図ってまいります。

⑥ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのための更なる企業規模拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙・教育活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、飲食店舗の運営を主な事業としております。この他に飲食事業に付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしておりません。

(6) 主要な事業所及び店舗（平成29年3月31日現在）

① 本社 愛知県名古屋市中村区

② 店舗

業態名	店舗数	都道府県別
なつかし処昭和食堂	61店	愛知県34店 三重県12店 岐阜県8店 静岡県3店 滋賀県2店 熊本県、鹿児島県 各1店
えびすや	9店	愛知県4店 三重県2店 宮崎県2店 熊本県1店
大須二丁目酒場	7店	愛知県6店 東京都1店
ゆずの雫	6店	愛知県2店 三重県、兵庫県、大分県、鹿児島 各1店
BARON	4店	福岡県2店 愛知県、兵庫県 各1店
魚' S男	4店	大阪府3店 愛知県1店
上方御馳走屋うるる	4店	愛知県2店 三重県、宮崎県 各1店
Briccone	2店	愛知県2店
きら天	2店	愛知県2店
Baby Face Planet's	2店	愛知県、岐阜県 各1店
MILKISSIMO	2店	愛知県、静岡県 各1店
その他	6店	愛知県3店 静岡県2店 三重県1店
合計	109店	

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	184名（1,564名）	19名減（144名増）
卸売事業	5名（1名）	2名増（増減なし）
合計	189名（1,565名）	17名減（144名増）

（注） 使用人員は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名（1,564名）	19名減（144名増）	37.8歳	3年7ヶ月

（注） 1. 使用人員は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	377,500千円
株式会社三井住友銀行	270,000千円
株式会社北陸銀行	155,018千円
株式会社大垣共立銀行	133,320千円
株式会社名古屋銀行	107,500千円
株式会社十六銀行	80,000千円
株式会社商工組合中央金庫	76,620千円
株式会社りそな銀行	71,678千円
株式会社関西アーバン銀行	53,320千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	26,684千円
株式会社日本政策金融公庫	10,881千円

（注） 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年 3月31日現在）

① 発行可能株式総数 9,705,600株

(注) 平成29年 2月10日開催の取締役会決議により、平成29年 3月 1日付で株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は4,852,800株増加しております。

② 発行済株式の総数 3,566,400株

(注) 平成29年 3月 1日付の株式分割（1株を2株に分割）により、発行済株式の総数は1,783,200株増加しております。

③ 株主数 4,646名（前期末比 1,645名増加）

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
久 田 敏 貴	2,030千株	56.92%
カブドットコム証券株式会社	61千株	1.72%
日本証券金融株式会社	59千株	1.67%
海帆グループ従業員持株会	25千株	0.70%
松井証券株式会社	23千株	0.66%
若 杉 精 三 郎	20千株	0.56%
野村証券株式会社 野村ネット&コール	19千株	0.55%
株式会社SBI証券	18千株	0.50%
海帆役員持株会	17千株	0.49%
S M B C日興証券株式会社	13千株	0.36%

(注) 自己株式は所有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成29年 3月 1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,783,200株増加し、3,566,400株となっております。

また、会社法第184条第2項の規定に基づき平成29年 3月 1日をもって当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数は4,852,800株増加し、9,705,600株となっております。

(2) 新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	平成24年3月30日	平成28年8月16日
新 株 予 約 権 の 数	450個	430個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 18,000株 (新株予約権1個につき40株)	当社普通株式 86,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込みは要しない	新株予約権1個当たり500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 520円（1株当たり13円）	新株予約権1個当たり 88,600円（1株当たり443円）
権 利 行 使 期 間	平成26年3月31日～ 平成34年3月20日	平成30年7月1日～ 平成33年7月13日
行 使 の 条 件	① 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	① 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
役 員 の 保 有 状 況	取締役 新株予約権の数 450個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 3名	取締役 新株予約権の数 430個 目的となる株式数 86,000株 保有者数 4名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 平成29年3月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名 称		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成28年 8 月16日
新 株 予 約 権 の 数		202個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式 40,400株 (新株予約権 1 個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権一個当たり500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり88,600円 (1 株当たり443円)
権 利 行 使 期 間		平成30年 7 月 1 日～平成33年 7 月13日
行 使 の 条 件		① 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
使 用 人 等 へ の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 156個 目的となる株式数 31,200株 保有者数 15名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数 46個 目的となる株式数 9,200株 保有者数 2名

(注) 平成29年 3 月 1 日付で行った 1 株を 2 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 田 敏 貴	株式会社魚帆代表取締役
取 締 役	石 田 剛	常務取締役
取 締 役	木 曾 憲 次 郎	経営企画室長、株式会社魚帆取締役
取 締 役	小 島 聡	管理本部長、株式会社魚帆取締役
取 締 役	家 田 大 輔	
常 勤 監 査 役	鈴 木 国 俊	株式会社魚帆監査役
監 査 役	細 野 順 三	freebalance株式会社代表取締役
監 査 役	丹 羽 喜 裕	株式会社オリエント・パートナーズ代表取締役

- (注) 1. 取締役家田大輔氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役鈴木国俊氏、監査役細野順三氏及び監査役丹羽喜裕氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役鈴木国俊氏、監査役細野順三氏及び監査役丹羽喜裕氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役鈴木国俊氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。
 - ・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役丹羽喜裕氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成29年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。
- ・石田剛氏は、常務取締役から常務取締役営業本部長に就任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の担当 及び重要な兼職の状況
渡邊 康也	平成29年1月16日	辞任	営業本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	85,400千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,400千円 (11,400千円)
計 (うち社外役員)	9名 (4名)	96,800千円 (12,600千円)

(注) 1. 上記には、退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役鈴木国俊氏は、当社の子会社である株式会社魚帆の監査役であります。当社は同社より鮮魚類の仕入れ等を行っております。
- ・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役丹羽喜裕氏は、株式会社オリエント・パートナーズの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 家 田 大 輔	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地より議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 鈴 木 国 俊	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回の全てに出席し、他社において携わった経験と知見より議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 細 野 順 三	当事業年度に開催された取締役会19回のうち15回、監査役会13回の全てに出席し、経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験より議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 丹 羽 喜 裕	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回のうち12回に出席し、公認会計士としての専門的見地より議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	11,000千円
当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	11,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ニ. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスクマネジメント委員会を設置させる。リスクマネジメント委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- ハ. 子会社は、当社が定めた「リスクマネジメント規程」を準用し、実践することとする。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ロ. 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ハ. 当社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンスマニュアル」を定める。
- ニ. 子会社は、当社が定めた「コンプライアンス規程」を準用し、実践することとする。
- ホ. 当社及び子会社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- ロ. 内部監査室は、企業集団の内部監査を行い、その結果を取締役に報告する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会には監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- ロ. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

4ヶ月毎もしくは3ヶ月毎に、取締役会後に開催されるコンプライアンス委員会もしくはリスクマネジメント委員会にて、コンプライアンスやリスク管理に関する課題を協議しております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備を進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

子会社の業務については、当社から取締役・監査役を派遣し、業務執行を監督・監査しており、その執行状況は当社取締役会にて担当取締役より報告されております。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,735,516	流 動 負 債	1,312,936
現金及び預金	1,469,625	買 掛 金	308,570
売 掛 金	46,566	1年内償還予定の	14,000
商 品 及 び 製 品	62,150	社 債	
原材料及び貯蔵品	5,699	1年内返済予定の	365,185
前 払 費 用	67,164	長 期 借 入 金	
繰 延 税 金 資 産	13,126	リ ー ス 債 務	126,971
そ の 他	71,724	未 払 金	327,253
貸 倒 引 当 金	△541	未 払 法 人 税 等	25,410
固 定 資 産	1,818,196	前 受 金	42,928
有 形 固 定 資 産	1,440,555	賞 与 引 当 金	4,687
建物及び構築物	906,819	株主優待引当金	18,645
機械装置及び運搬具	22,710	そ の 他	79,283
工具、器具及び備品	80,952	固 定 負 債	1,376,723
リ ー ス 資 産	393,268	社 債	37,000
土 地	29,737	長 期 借 入 金	997,336
そ の 他	7,067	リ ー ス 債 務	298,380
無 形 固 定 資 産	6,180	資 産 除 去 債 務	29,070
の れ ん	2,355	そ の 他	14,935
商 標 権	2,222	負 債 合 計	2,689,660
ソ フ ト ウ ェ ア	493	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,109	株 主 資 本	865,735
投資その他の資産	371,460	資 本 金	193,760
敷金及び保証金	325,311	資 本 剰 余 金	180,760
繰 延 税 金 資 産	24,136	利 益 剰 余 金	491,215
そ の 他	22,266	新 株 予 約 権	336
貸 倒 引 当 金	△253	純 資 産 合 計	866,071
繰 延 資 産	2,018	負 債 純 資 産 合 計	3,555,731
資 産 合 計	3,555,731		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,340,663
売 上 原 価		1,825,973
売 上 総 利 益		4,514,689
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,484,262
営 業 利 益		30,426
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	94	
不 動 産 賃 貸 料	5,282	
保 険 解 約 返 戻 金	24,035	
そ の 他	6,906	36,318
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,998	
不 動 産 賃 貸 費 用	3,333	
そ の 他	3,998	17,329
経 常 利 益		49,415
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11,356	
受 取 保 険 金	2,202	
受 取 補 償 金	26,800	40,358
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	233	
固 定 資 産 除 却 損	37,505	
減 損 損 失	8,670	46,409
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		43,365
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,088	
法 人 税 等 調 整 額	△5,100	32,987
当 期 純 利 益		10,377
親会社株主に帰属する当期純利益		10,377

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	193,760	180,760	480,837	855,357
当連結会計年度変動額				
新株予約権の発行				
親会社株主に帰属 する当期純利益			10,377	10,377
当連結会計年度変動額合計	—	—	10,377	10,377
当連結会計年度末残高	193,760	180,760	491,215	865,735

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当連結会計年度期首残高	—	855,357
当連結会計年度変動額		
新株予約権の発行	336	336
親会社株主に帰属 する当期純利益		10,377
当連結会計年度変動額合計	336	10,713
当連結会計年度末残高	336	866,071

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

i) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社 魚帆

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

ii) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

iii) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

iv) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～31年
機械装置及び運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費は、株式交付の時から３年で、定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(2) 会計方針の変更に関する注記

（平成28年税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ17,309千円、税金等調整前当期純利益は17,266千円増加しております。

(3) 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,438,227千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(5) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

i) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,566,400株

(注) 当連結会計年度において、平成29年3月1日に行った株式分割により、1,783,200株増加しています。

ii) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,132千円	2円	平成29年 3月31日	平成29年 6月26日

iii) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 24,000株

(6) 金融商品に関する注記

i) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に短期的な預金に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務の使途は、主に設備投資目的であり、一部の長期借入金について金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクは、担当部署が信用状態を検証し、相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

ii) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,469,625	1,469,625	—
(2) 売掛金	46,566	46,566	—
資産計	1,516,191	1,516,191	—
(1) 買掛金	308,570	308,570	—
(2) 未払金（※）	323,155	323,155	—
(3) 社債（※）	51,000	51,539	539
(4) 長期借入金（※）	1,362,521	1,362,568	47
(5) リース債務（※）	425,352	412,104	△13,248
(6) 長期未払金（※）	5,205	5,136	△68
負債計	2,475,804	2,463,075	△12,729

（※）未払金は、長期未払金の1年内返済予定分を除いております。また、社債、長期借入金、リース債務、長期未払金には、それぞれ1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金 並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 並びに (2) 未払金（長期未払金の1年内返済予定分を除く。）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債 並びに (4) 長期借入金

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) リース債務 並びに (6) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（単位：千円）
敷金及び保証金	325,311

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もる事が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	1,469,625
売掛金	46,566
合計	1,516,191

(注) 4. 長期借入金、リース債務等の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	14,000	14,000	14,000	9,000	—	—
長期借入金	365,185	352,444	340,032	236,490	68,370	—
リース債務	126,971	126,971	108,234	48,170	15,004	—
長期未払金	4,098	1,106	—	—	—	—
合計	510,255	494,522	462,266	293,660	83,374	—

(7) 1株当たり情報に関する注記

i) 1株当たりの純資産額 242円84銭

ii) 1株当たりの当期純利益 2円91銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(8) 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年4月14日に取締役会にて、平成29年4月5日に判明した建物の水漏れを起因とするゆずの雫姫路駅前店及びBARON姫路駅前店の閉店を決議いたしました。

(1) 所在地

兵庫県姫路市駅前町317 駅前井上殖産ビル3階、4階

(2) 業績に与える影響

平成30年3月期の業績への影響は、現在精査中であります。

(9) その他の注記

i) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

飲食事業における出店の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて6年から20年と見積り、割引率は0.00～2.05%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,202千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,664千円
時の経過による調整額	392千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,187千円
期末残高	29,070千円

ii) 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
愛知県刈谷市	店舗	建物及び工具、器具及び備品
岐阜県岐阜市	店舗	建物及び工具、器具及び備品

当社グループは、資産について店舗を基準にしてグルーピングをおこなっております。

当連結会計年度において、収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 8,670千円（建物 7,803千円、工具、器具及び備品 867千円）を減損損失として計上しました。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却等が困難な資産は、0円として評価しております。

(10) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,683,790	流 動 負 債	1,314,084
現金及び預金	1,428,731	買 掛 金	322,297
売 掛 金	38,386	1年内償還予定の社債	14,000
商 品 及 び 製 品	59,767	1年内返済予定の長期借入金	357,804
原材料及び貯蔵品	5,699	リ ー ス 債 務	126,971
前 払 費 用	65,905	未 払 金	323,609
未 収 入 金	60,379	未 払 法 人 税 等	25,410
繰延税金資産	12,864	未 払 消 費 税 等	49,746
そ の 他	12,516	前 受 金	42,928
貸 倒 引 当 金	△459	賞 与 引 当 金	4,687
固 定 資 産	1,840,233	株 主 優 待 引 当 金	18,645
有 形 固 定 資 産	1,438,675	そ の 他	27,983
建 物	906,065	固 定 負 債	1,372,700
構 築 物	753	社 債	37,000
車 両 運 搬 具	21,583	長 期 借 入 金	993,836
工具、器具及び備品	80,269	リ ー ス 債 務	298,380
リ ー ス 資 産	393,268	資 産 除 去 債 務	29,070
土 地	29,737	そ の 他	14,412
そ の 他	6,996	負 債 合 計	2,686,784
無 形 固 定 資 産	6,180	純 資 産 の 部	
の れ ん	2,355	株 主 資 本	838,921
商 標 権	2,222	資 本 金	193,760
ソ フ ト ウ ェ ア	493	資 本 剰 余 金	180,760
そ の 他	1,109	資 本 準 備 金	180,760
投 資 そ の 他 の 資 産	395,377	利 益 剰 余 金	464,401
関 係 会 社 株 式	7,789	そ の 他 利 益 剰 余 金	464,401
長 期 前 払 費 用	21,214	繰 越 利 益 剰 余 金	464,401
敷 金 及 び 保 証 金	323,844	新 株 予 約 権	336
繰延税金資産	24,109	純 資 産 合 計	839,257
そ の 他	18,528	負 債 純 資 産 合 計	3,526,041
貸 倒 引 当 金	△108		
繰 延 資 産	2,018		
そ の 他	2,018		
資 産 合 計	3,526,041		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,261,279
売 上 原 価		1,809,948
売 上 総 利 益		4,451,330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,429,342
営 業 利 益		21,988
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	406	
不 動 産 賃 貸 料	5,462	
保 険 解 約 返 戻 金	24,035	
そ の 他	7,116	37,021
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	9,772	
不 動 産 賃 貸 費 用	3,333	
そ の 他	3,998	17,105
経 常 利 益		41,904
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10,762	
受 取 保 険 金	2,202	
受 取 補 償 金	26,800	39,765
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	233	
固 定 資 産 除 却 損	37,505	
減 損 損 失	8,670	46,409
税 引 前 当 期 純 利 益		35,259
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	36,655	
法 人 税 等 調 整 額	△5,681	30,974
当 期 純 利 益		4,285

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	193,760	180,760	180,760	460,115	460,115	834,635
当 期 変 動 額						
新株予約権の発行						
当期純利益				4,285	4,285	4,285
当期変動額合計	—	—	—	4,285	4,285	4,285
当 期 末 残 高	193,760	180,760	180,760	464,401	464,401	838,921

	新株予約権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	—	834,635
当 期 変 動 額		
新株予約権の発行	336	336
当期純利益		4,285
当期変動額合計	336	4,621
当 期 末 残 高	336	839,257

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

i) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ii) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～31年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

iii) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、株式交付の時から3年で、定額法により償却しております。

iv) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

v) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 会計方針の変更に関する注記

(平成28年税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ17,309千円、税引前当期純利益は17,266千円増加しております。

(3) 貸借対照表に関する注記

i) 有形固定資産の減価償却累計額 1,414,821千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

ii) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,023千円
② 長期金銭債権	18,000千円
③ 短期金銭債務	30,824千円

(4) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 207,358千円

販売費及び一般管理費 1,707千円

営業取引以外の取引による取引高 736千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(6) 税効果会計に関する注記

i) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 15,657千円

賞与引当金 1,439千円

長期前受収益 4,008千円

資産除去債務 8,869千円

株主優待引当金 5,704千円

未払事業税 4,871千円

その他 849千円

繰延税金資産合計 41,400千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する固定資産 △4,425千円

繰延税金負債合計 △4,425千円

繰延税金資産の純額 36,974千円

ii) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.7%

(調整)

住民税均等割 38.4%

交際費等永久に損金に算入されない項目 9.7%

その他 9.0%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 87.8%

(7) リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(8) 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	(株) 魚帆	(所有) 直接 100%	原材料の仕入 役員の兼任 4 人	鮮魚類及び 当社 P B 商 品の仕入	207,358	買 掛 金	30,824
				資金の貸付	—	短期貸付金 長期貸付金	3,000 18,000

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(9) 1株当たり情報に関する注記

- i) 1株当たりの純資産額 235円32銭
ii) 1株当たりの当期純利益 1円20銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(10) 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年4月14日に取締役会にて、平成29年4月5日に判明した建物の水漏れを起因とするゆずの雫姫路駅前店及びBARON姫路駅前店の閉店を決議いたしました。

(1) 所在地

兵庫県姫路市駅前町317 駅前井上殖産ビル3階、4階

(2) 業績に与える影響

平成30年3月期の業績への影響は、現在精査中であります。

(11) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月18日

株式会社海帆

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小 島 浩 司 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 国 光 大 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社海帆の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年4月14日開催の取締役会において、店舗退店についての決議をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月18日

株式会社海帆

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小 島 浩 司 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 国 光 大 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年4月14日開催の取締役会において、店舗退店についての決議をしている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月23日

株 式 会 社 海 帆 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 鈴 木 国 俊 ⑩

監 査 役 細 野 順 三 ⑩

監 査 役 丹 羽 喜 裕 ⑩

(注) 常勤監査役鈴木国俊、監査役細野順三及び監査役丹羽喜裕は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化並びに今後の成長戦略のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、安定的に配当することを基本方針としております。

今期（平成29年3月期）におきましては、当社直営店100店舗を達成することができました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係各位の皆様の支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき直営店100店舗達成記念配当2円を、当期の期末配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類

金銭

（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金2円

（直営店100店舗達成記念配当2円）

配当総額 7,132,800円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をし、現行定款第14条以下を1条ずつ繰下げたものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条～第48条 (条文省略)	第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
	第15条～第49条 (現行通り)

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひさだ としたか 久田 敏貴 (昭和44年1月15日)	平成4年1月 株式会社鈴岡入社 平成7年4月 魚帆入社 平成9年6月 有限会社魚帆(現株式会社魚帆)設立、代表取締役社長(現任) 平成15年5月 当社設立、代表取締役社長(現任)	2,030,200株
2	いしだ たけし 石田 剛 (昭和48年10月21日)	平成5年4月 株式会社巖屋入社 平成16年3月 ソルト・コンソーシアム株式会社入社 平成16年11月 当社入社 平成20年5月 当社取締役営業本部長 平成26年6月 当社常務取締役 平成29年4月 当社常務取締役営業本部長(現任)	10,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	きそ けんじろう 木曾 憲次郎 (昭和54年3月25日)	平成12年4月 株式会社リクルート入社 平成14年5月 株式会社ジャストクリエーション入社 平成17年4月 有限会社アドハン設立、代表取締役 平成21年7月 当社との合併により当社取締役企画 本部長(現取締役経営企画室長・現任) 平成25年4月 株式会社魚帆、取締役(現任)	10,000株
4	こじま あきら 小島 聡 (昭和33年3月1日)	昭和55年4月 株式会社フキー入社 平成13年3月 株式会社キャッツ入社 平成17年9月 当社入社 平成24年6月 当社取締役管理本部長(現任) 平成25年4月 株式会社魚帆、取締役(現任)	10,000株
5	いえた だいすけ 家田 大輔 (昭和54年3月14日)	平成25年1月 野呂汎法律事務所入所(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 家田大輔氏は、社外取締役候補者です。
3. 家田大輔氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有していること、客観的に広範かつ高度な視野での当社の企業活動への助言を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
4. 家田大輔氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、家田大輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、家田大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 、 要 な 兼 職 の 状 況)		所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	※ かんだ としゆき 神田 敏行 (昭和35年2月11日)	平成3年6月 平成19年2月 平成23年2月 平成25年6月	株式会社サガミチェーン入社 同社開発部部長 同社内部統制・監査室長 同社監査役(現任)	—
2	ほその じゅんぞう 細野 順三 (昭和46年10月26日)	平成9年3月 平成16年2月 平成16年11月 平成17年1月 平成25年6月 平成27年5月 平成28年3月	株式会社財務工房入社 ソルト・コンソーシアム株式会社、監 査役(現任) freebalance株式会社、 代表取締役(現任) 株式会社カランド、監査役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社ジェイグループホールディ ングス、社外取締役(現任) 株式会社ファッツ、監査役(現任)	10,000株
3	※ たけお たくろう 竹尾 卓朗 (昭和49年2月10日)	平成8年4月 平成18年12月 平成27年10月 平成28年7月	森永乳業株式会社入社 あらた監査法人(現PwCあらた有限 責任監査法人)入所 竹尾公認会計士事務所設立、所長(現 任) CTS監査法人設立、代表社員(現任)	—

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 上記の監査役候補者3名全員は、社外監査役候補者です。

4. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
- (1) 神田敏行氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる上場会社での内部統制監査室長や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
 - (2) 細野順三氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が経営コンサルタント業を営む会社の経営者として、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験を有していることから、業務執行面での有効な監査を期待でき、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - (3) 竹尾卓朗氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、業務執行面での有効な監査を期待でき、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 細野順三氏は、現在当社の社外監査役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、細野順三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、神田敏行氏及び竹尾卓朗氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、細野順三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、神田敏行氏及び竹尾卓朗氏につきましても東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者鈴木国俊氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
すずき くにとし 鈴木 国俊 (昭和46年5月8日)	平成4年4月 内山隆司会計事務所入所(現税理士法人東海浜松会計事務所) 平成13年2月 ニューブリッジ株式会社入社 平成16年3月 有限会社RAKKAN&STOIC、取締役 平成17年6月 株式会社マクシス・シントー入社 平成22年2月 株式会社シー・エム・エス入社 平成26年2月 当社常勤監査役(現任) 平成26年2月 株式会社魚帆、監査役(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木国俊氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 鈴木国俊氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり培われた会計及び経営に関する業務経験が豊富であることから、業務執行面での有効な監査を期待でき、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 鈴木国俊氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年4ヶ月となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって監査役を退任します。
5. 当社は、鈴木国俊氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が監査役に就任した場合には、当該契約を締結する予定であります。

以 上

メ モ

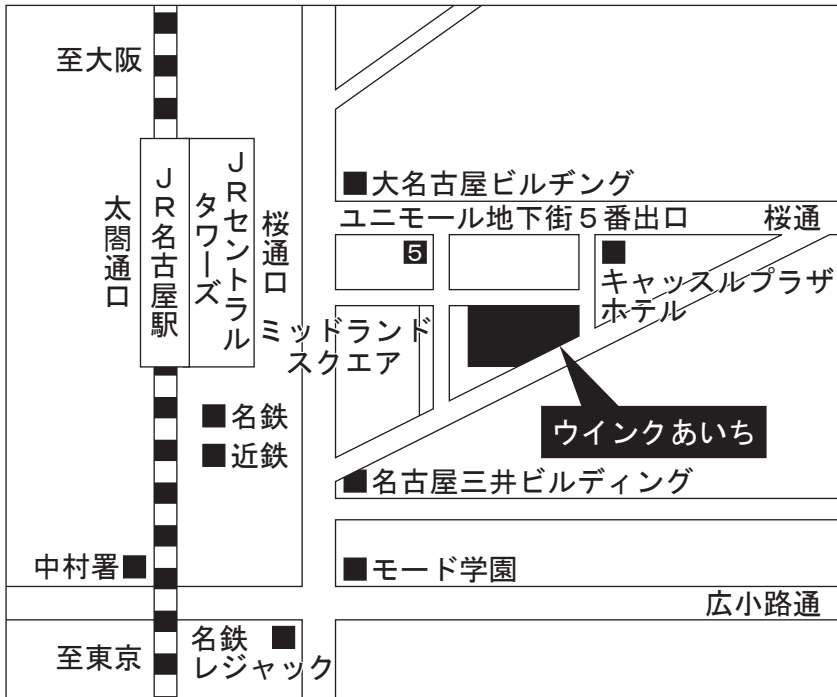
[illegible]

株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号

- ◆会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）
5階 小ホール1会議室

- ◆JR名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
◆ユニモール地下街5番出口 徒歩2分



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。

